

奈良市公報

号外第20号

平成23年10月17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則	
○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
○急性灰白髄炎予防接種の実施……………	1
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	2
○大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業 8・6・7 平城宮跡歴史公園事業承認に係る変更図書の写しの公衆縦覧……………	2
○大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市流域関連公共下水道の事業計画の変更…	2
○大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市流域関連公共下水道の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………	3
○放置自転車等の保管……………	3
○国土調査の実施……………	3
○街区の区域及び街区符号の変更……………	4
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（3件）…	4
○放置自転車等の保管……………	4
○放置自転車等の処分……………	4
○奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示……………	5
○特定有害物質によって汚染されている区域の指定…	5
○放置自転車等の保管（3件）……………	5
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	6
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………	6
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	6
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………	6
○一般競争入札の実施……………	7
○予防接種の実施の一部改正……………	8
監 査	
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………	8
公 平 委 員 会	
○奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	10
公 営 企 業	
○奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程…	10

規 則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第44号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係るボランティア休暇の特例）

6 平成23年12月31日までの間において東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第18条第2項及び別表第2第17号の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは「別表第2（附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第2第17号の休暇については、この規則による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第2第17号の休暇として使用されたものとみなす。

（平成23年 4 月25日揭示済）

告 示

奈良市告示第229号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成23年4月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 2 予防接種を行う期日及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不適当者
 - (1) 下痢が治癒していない者
 - (2) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことがある者
 - (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 接種要注意者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- 5 料金
無料
- 6 その他
不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成23年4月18日揭示済)

奈良市告示第230号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年4月19日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	保田 毅 奈良市秋篠町1042番地の7	下久保 建次 奈良市秋篠町588番地の3

2 変更の年月日

平成23年4月3日

(平成23年4月19日揭示済)

奈良市告示第231号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)公園事業8・6・7平城宮跡歴史公園事業承認に係る変更図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成23年4月19日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課

(平成23年4月19日揭示済)

奈良市告示第232号

平成23年3月25日付け奈良県告示第415号をもって、大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)下水道事業奈良市流域関連公共下水道の事業計画の変更の許可がありましたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により公告します。

平成23年4月19日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)下水道事業奈良市流域関連公共下水道
- 2 施行者の名称
奈良市
- 3 事業所の所在地
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部下水道室下水道建設課
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和33年建設省告示第232号、昭和37年建設省告示第2156号、昭和39年建設省告示第203号、昭和42年建設省告示第4641号、昭和47年3月奈良県告示第610号、昭和51年1月奈良県告示第531号、昭和54年12月奈良県告示第577号、昭和58年4月奈良県告示第45号、昭和62年6月奈良県告示第166号、平成3年3月奈良県告示第653号、平成7年5月奈良県告示第90号、平成10年5月奈良県告示第54号、平成12年5月奈良県告示第61号、平成15年11月奈良県告示第378号及び平成18年3月奈良県告示第678号の事業地のうち奈良市青垣台一丁目、赤膚町、秋篠町、秋篠早月町、油阪町、尼辻町、尼辻北町、尼辻中町、尼辻南町、石木町、今在家町、今辻子町、歌姫町、大宮町一丁目、大宮町二丁目、大宮町三丁目、大宮町四丁目、大宮町五丁目、大宮町六丁目、大宮町七丁目、大和田町、学園朝日元町二丁目、学園大和町二丁目、学園大和町三丁目、学園大和町四丁目、柏木町、杏町、川上町、北魚屋西町、北川端町、北袋町、北御門町、恋の窪一丁目、恋の窪

三丁目、五条町、五条畑二丁目、西九条町、西九条町一丁目、西九条町二丁目、西九条町三丁目、西九条町四丁目、西九条町五丁目、西大寺国見町一丁目、西大寺栄町、西大寺新町二丁目、西大寺東町二丁目、佐紀町、三条大路一丁目、三条大路二丁目、三条大路三丁目、三条大路四丁目、三条大路五丁目、三条川西町、三条栄町、三条松町、四条大路五丁目、四条大路南町、七条町、七条二丁目、七条東町、芝辻町、芝辻町一丁目、芝辻町三丁目、芝辻町四丁目、菅原町、大安寺西一丁目、大安寺西二丁目、大安寺西三丁目、高天町、多門町、千代ヶ丘一丁目、東九条町、富雄西一丁目、富雄西二丁目、富雄北一丁目、富雄北三丁目、富雄元町二丁目、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、鳥見町二丁目、鳥見町四丁目、中筋町、中町、中山町、中山町西一丁目、中山町西二丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、西包永町、西千代ヶ丘一丁目、西ノ京町、西之阪町、西御門町、二条大路南一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目、二条大路南五丁目、二条町一丁目、二条町二丁目、二条町三丁目、二名一丁目、二名二丁目、二名三丁目、二名四丁目、二名平野一丁目、二名平野二丁目、登大路町、八条町、八条三丁目、八条四丁目、八条五丁目、東向北町、東向中町、白毫寺町、藤ノ木合一丁目、藤原町、古市町、宝来町、宝来一丁目、宝来二丁目、宝来三丁目、宝来四丁目、宝来五丁目、法蓮町、法華寺町、山陵町、三碓町、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓四丁目、三碓五丁目、三碓六丁目、三碓七丁目、南新町、三松一丁目、三松四丁目、山町、横井町、六条町及び鹿野園町地内を変更し、同事業地に虚空蔵町及び高樋町地内を加える。

- 5 変更後の事業施行期間
昭和26年5月19日から平成30年3月31日まで
(平成23年4月19日揭示済)

奈良市告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市流域関連公共下水道の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成23年4月19日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部下水道室下水道建設課
(平成23年4月19日揭示済)

奈良市告示第234号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年4月19日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成23年4月19日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄あやめ池駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成23年4月19日揭示済)

奈良市告示第235号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり告示します。

平成23年4月20日

奈良市長 仲川元庸

- 事業計画が公示された年月日
平成23年4月19日（平成23年奈良県告示第28号）
- 調査を実施する者の名称
奈良市
- 調査地域
奈良市針ヶ別所町の一部
- 調査期間
平成23年4月20日から平成24年3月31日まで
(平成23年4月20日揭示済)

奈良市告示第236号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成23年4月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更の年月日
平成23年4月20日
- 2 街区の区域及び街区符号

- (1) 大森西町の一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略

(平成23年4月20日揭示済)

奈良市告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年4月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市須川町1693番地	奈良市須川町2061番地
代表者の氏名及び住所	奥西 健 奈良市須川町1693番地	山口 勝 奈良市須川町2061番地

- 2 変更の年月日
平成23年4月1日

(平成23年4月20日揭示済)

奈良市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年4月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	長尾 明 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の27	浦 哲也 奈良市都祁こぶしが丘3535番地の77

- 2 変更の年月日
平成23年4月3日

(平成23年4月20日揭示済)

奈良市告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年4月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	吉田 昌範 奈良市二名四丁目1193番地の85	平林 順祐 奈良市二名四丁目1193番地の110

- 2 変更の年月日
平成23年4月10日

(平成23年4月20日揭示済)

奈良市告示第240号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年4月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年4月21日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年4月21日揭示済)

奈良市告示第241号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成23年4月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

- 3 処分年月日
平成23年5月6日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成23年1月6日から同月7日まで、同月14日、同月17日から同月18日まで、同月21日から同月22日まで、同月24日から同月25日まで及び同月27日から同月28日まで
(平成23年4月21日揭示済)

奈良市告示第242号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年4月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱(平成20年奈良市告示第632号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「奈良市保健福祉部長」を「奈良市子ども未来部長」に改める。

第5条中「奈良市保健福祉部子育て支援室子育て課」を「奈良市子ども未来部子育て相談課」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

- 1 国又は地方公共団体の機関(法第25条の5第1号該当)

奈良地方法務局
奈良県中央子ども家庭相談センター
奈良県奈良警察署
奈良県奈良西警察署
奈良県天理警察署
奈良市市民活動部人権文化推進室男女共同参画課
奈良市保健福祉部障がい福祉課
奈良市保健福祉部保護第一課
奈良市保健福祉部保護第二課
奈良市子ども未来部子ども育成課
奈良市子ども未来部子育て相談課
奈良市子ども未来部保育課
奈良市保健所保健予防課
奈良市保健所健康増進課
奈良市教育委員会教育総務部地域教育課
奈良市教育委員会学校教育部学校教育課

附 則

この告示は、平成23年4月22日から施行し、同月1日から適用する。

(平成23年4月22日揭示済)

奈良市告示第243号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり特定有害物質によって汚染されている区域を指定します。

平成23年4月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 形質変更時要届出区域
奈良市東紀寺町一丁目701番7及び701番8の各一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類六価クロム化合物
(平成23年4月22日揭示済)

奈良市告示第244号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年4月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年4月22日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年4月25日揭示済)

奈良市告示第245号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年4月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年4月25日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年4月25日揭示済)

奈良市告示第246号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年4月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年4月26日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年4月26日揭示済)

奈良市告示第247号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	岡本進 奈良市東登美ヶ丘四丁目13番21号	西村章 奈良市東登美ヶ丘四丁目15番8号

2 変更の年月日

平成23年4月1日

(平成23年4月26日揭示済)

奈良市告示第248号

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成23年4月1日 平成23年4月1日 平成23年4月1日 平成23年4月1日
名称	主たる事務所の所在地		
ケアサポート かがやき	奈良県奈良市法蓮町635-1山末ビル305		
株式会社 YTO	奈良県奈良市法蓮町635-1山末ビル305		
こくせい館	奈良県奈良市法華寺町1416-1		
有限会社コクセイ	奈良県奈良市法華寺町1416-1		

(平成23年4月27日揭示済)

奈良市告示第250号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年4月27日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275-1森村第3ビル503	平成23年3月1日
新	リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275-1森村第3ビル201	

(平成23年4月27日揭示済)

奈良市告示第249号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年4月27日

奈良市長 仲川元庸

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年4月27日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	有限会社ふぁみりーえいど	奈良県奈良市西九条町二丁目12-10	有限会社ふぁみりーえいど	平成23年4月1日
新	有限会社ふぁみりーえいど	奈良県奈良市西九条町二丁目12-10		

旧	つばさみなみ	奈良県奈良市大安寺三丁目 9-12マンション楠101	合同会社さくら	平成23年4月1日
新	訪問介護さくら	奈良県奈良市大安寺三丁目 9-12マンション楠101	合同会社さくら	
旧	リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目 275-1 森村第3ビル503号	株式会社ルピナス	平成23年3月1日
新	リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目 275-1 森村第3ビル201号	株式会社ルピナス	

(平成23年4月27日揭示済)

奈良市告示第251号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年4月28日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	世界遺産都市奈良市のPR事業
業務内容	世界遺産を有する奈良市の魅力を日本国内はもとより外国人に広くPRし、さらなる観光客の誘致につなげるため、市内の建造物、歴史、祭り、あかり、伝統、自然等の観光資源を撮影し、撮影した画像や映像をもとにDVDを制作する。
委託期間	契約日から平成24年3月20日まで
業務場所	奈良市内
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 平成23年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 官公庁、民間企業を問わず、本業務と同種の事業実績があること。

3 募集要項等を示す日時及び場所

- (1) 日時

平成23年4月28日(木)から5月10日(火)まで(奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

奈良市観光経済部観光戦略課(奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟2階)

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

(1) 日時

平成23年4月28日(木)から5月10日(火)まで(奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

直接持参

(3) 提出場所

奈良市観光経済部観光戦略課(担当:誘客促進係)
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟2階

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

平成23年5月18日(水)午後1時30分

(2) 開札の日時

入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 入札室

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、業務名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2名以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札に関する注意事項

(1) 入札者は実施要項及び「世界遺産都市奈良市のPR事業仕様書」を熟読のうえ入札すること。

(2) 入札保証金は免除する。

- (3) 入札の方法は持参入札とする。
 - (4) 入札時間に遅れた者は入札に参加できない。
 - (5) 入札会場への入場は入札者又はその代理人のみとする。
 - (6) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。
 - (7) 入札者の不正行為、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いときその他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
 - (8) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - (9) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。
 - (10) 再度入札を2回行う。
 - (11) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (12) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。
 - (13) 本実施要項に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則による。
- 〈問い合わせ先〉
 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市観光経済部観光戦略課 誘客促進係
 電話 0742-34-4739
 F A X 0742-35-6822
 mail kankousenryaku@city.nara.lg.jp
 (平成23年4月28日揭示済)

奈良市告示第252号

平成23年奈良市告示第210号(予防接種の実施)の一部を次のように改正し、平成23年5月1日から施行する。

平成23年4月28日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成23年4月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年4月28日

奈良市監査委員	吉田 肇
同	石原 俊彦
同	高杉 美根子
同	松石 聖一

文化・スポーツ振興課

監査結果公表日 平成22年12月27日(奈良市監査委員告示第25号)

措置結果通知日 平成23年3月29日

【監査の結果】	【措置の内容】
奈良フィルハーモニー管弦楽団友の会に特別会員として入会し、年会費(負担金)を支出していた。地方公共団体が、特定の団体の会員になることに公益上の理由がないことから、入会していることの見直しをされたい。	奈良フィルハーモニー管弦楽団友の会については、平成23年3月15日を以て退会としました。

消防局 指令課

監査結果公表日 平成22年12月27日(奈良市監査委員告示第25号)

措置結果通知日 平成23年4月6日

【監査の結果】	【措置の内容】
消防通信指令総合システム賃貸借については、見積書や随意契約理由においてリース期間を定めており、長期にわたる債務が生じているにもかかわらず、単年度契約されていた。「奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用基準」に基づき、適正に事務処理されたい。	平成23年度より、消防通信指令総合システム賃貸借については、「奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき契約方法を長期継続契約に変更しました。

街路課

監査結果公表日 平成23年3月29日(奈良市監査委員告示第6号)

措置結果通知日 平成23年3月30日

【監査の結果】	【措置の内容】
大和中央道(敷島工区)の用地取得における損失補償額の調査を委託しているが、この報告書において、家主に対して支払う家賃減収補償費の算出基礎である家賃月額を証する書類が添	家賃月額を証する書類として、借家人より現在家賃の振込を確認できるものを入手し、添付しました。今後も損失補償の公正性、公平性の確保に努めてまいります。

付されていなかった。
補償額の算出根拠となる書類を適切に整えられたい。

まち美化推進課

監査結果公表日 平成23年3月29日(奈良市監査委員告示第6号)

措置結果通知日 平成23年4月20日

【監査の結果】

【措置の内容】

奈良市公用車管理規則第18条に基づき作成される運転報告書において、燃料注入量の記載漏れが多く見受けられた。適正に記載されたい。

また、給油伝票を使用せずに燃料を注入している場合が見受けられたので使用を徹底されたい。

燃料注入時において、各車備え付けの奈良市公用車管理規則第18条に基づく運転報告書に、注入量の記載漏れがないよう適正に記載するとともに、必ず給油伝票を使用することを徹底しました。

今後については、随時、確認してまいります。

水道局 経営管理課(情報管理室含む)

監査結果公表日 平成23年3月29日(奈良市監査委員告示第6号)

措置結果通知日 平成23年4月25日

【監査の結果】

【措置の内容】

(1) 日本語ラインプリンタの使用に際し、機器のリース代を主とする「賃貸借及び保守に関する契約」をリース会社と締結している。

それとは別に「管理委託契約」を機器メーカーと締結している。

しかし、機器メーカーとの契約の内容は、当該機器の管理業務ではなく、単に印刷枚数に応じた料金を支払う従量課金についてのものであるため、この契約の相手方は、機器メーカーではなくリース会社とされたい。また、契約内容に合った契約名称及び支出科目に改められたい。

(1) 水道局における複写機の保守点検料の取扱いについて、平成23年3月17日付け業務部長名で変更通知があり、平成23年度以降新たに契約するものから、使用貸借に必要な物品の供給契約とすることとなりました。

日本語ラインプリンタの「管理委託契約」についてもこれを準用することとし、平成23年度契約分から契約名称を「消耗品供給契約」に、条文中の料金名称を「委託料」から「消耗品料金」に改めるとともに、契約相手方をリース会社といたしました。

また、支出科目を委託料から備消耗品費に変更いたしました。

水道局 経営管理課(情報管理室含む) 東部管理課 浄水課

監査結果公表日 平成23年3月29日(奈良市監査委員告示第6号)

示第6号)

措置結果通知日 平成23年4月25日

【監査の結果】

【措置の内容】

複写機のリースにおいて、コピー枚数(積算カウンター料金)により、委託料として支出している。

地方財務実務提要によれば、コピー枚数により料金が変動するということは、その使用量により点検整備の程度、必要部品(現像剤を含み、用紙を除く。)の交換、補充量が増減するものと考えられ、カウンター料金は、定期的な修繕及び消耗品の購入代で、支出科目は需用費が適当であり、委託料にはなじまないと解されるため、支出科目を改められたい。

水道局における複写機の保守点検料の取扱いについて、平成23年3月17日付け業務部長名で変更通知があったため、平成23年度以降新たに締結する契約書から、使用貸借に必要な物品の供給に係る費用の名称を「保守点検料」から「コピー料金」に改めるとともに、平成23年度から支出科目を委託料から備消耗品費に変更することといたしました。

介護福祉課

監査結果公表日 平成21年6月23日(奈良市監査委員告示第14号)

措置結果通知日 平成23年4月25日

【監査の結果】

【措置の内容】

(3) 生活管理指導短期宿泊事業委託及びシルバーハウジング生活管理指導員派遣事業委託の契約において、予定価格調書及び見積書の添付がなかった。奈良市契約規則第18条及び第18条の2に基づき、予定価格調書を作成し、見積書を徴取されたい。

(4) 生活機能評価委託契約書については、生活機能評価の一件あたりの単価とそれに伴う事務委託料が明記されている。生活機能評価の一件あたりの単価においては、予定価格調書を作成し、見積書を徴取し決定されていた。しかし、事務委託料については、決定に至った根拠となる書類がなかった。事務委託料について根拠を明確にされたい。

(3) 生活管理指導短期宿泊事業委託及びシルバーハウジング生活管理指導員派遣事業委託の契約において、奈良市契約規則第18条及び第18条の2に基づき、平成23年度より予定価格調書を作成し、見積書を徴取することといたしました。

(4) 生活機能評価の委託料については、平成21年7月に締結した委託契約より生活機能評価とその事務手数料からなる見積書を徴取して決定の根拠といたしました。

(平成23年4月28日揭示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月26日

奈良市公平委員会
委員長 中南又彦

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「公室長 部長」を「部長」に、「室長補佐 工場長」を「工場長」に、「市長公室秘書課秘書係長 市長公室人事課人事係長、研修係長、給与係長及び福利厚生係長 総務部財政課予算統括係長、財務調査係長及び資金調整係長」を「総合政策部秘書室秘書課秘書係長 総合政策部財政課予算統括係長、財務調査係長及び資金調整係長 総務部人事課人事係長、研修係長、給与係長及び福利厚生係長」に、「市長公室秘書課の」を「総合政策部秘書室秘書課の」に、「市長公室人事課人事係及び」を「総務部人事課人事係及び」に改め、同表教育委員会事務局の項中「所長 室長」を「所長」に、「室長補佐 主査」を「主査」に改め、同表教育機関等の項中「所長」を「所長 次長 課長 主幹 課長補佐」に改め、同表の備考第5項中「第10条」を「第12条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(平成23年4月26日揭示済)

公営企業

奈良市水道局管理規程第6号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年4月26日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程

奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に係るボランティア休暇の特例)

- 平成23年12月31日までの間において東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第39条及び別表第2第17号の規定の適用については、同条中「別表第2」とあるのは「別表第2（附則第1項の規定により読み替

えて適用する場合を含む。）」と、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規程の施行の日前に使用されていたこの規程による改正前の奈良市水道局職員就業規則別表第2第17号の休暇については、この規程による改正後の奈良市水道局職員就業規則別表第2第17号の休暇として使用されたものとみなす。

(平成23年4月26日揭示済)